

遊漁船業の登録手続きの際に必要な書類

新規登録・更新登録

(○：必要となる書類、△：場合によって必要となる書類)

申請事項 添付書類	新規登録	更新登録	様 式	備 考
登録申請書	○	○	1	
法第 6 条に係る誓約書	○	○	2	
海技免状（小型船舶操縦免許証）の写し	○	○	－	※業務主任者の全員分必要
実務経験（研修）証明書	○	○	3	※業務主任者の全員分必要
業務主任者講習の修了証明書の写し	○	○	－	※業務主任者の全員分必要
省令第 14 条に係る誓約書	○	○	3 の 2	
損害賠償保険証券の写し	○	○	－	※登録する遊漁船全船分必要
船舶検査証の写し	○	○	－	※登録する遊漁船全船分必要
登記事項証明書	△	△	－	※法人登録の場合のみ
登録事業者の住民票の抄本又はこれに代わる書面	△	△	－	※事業者が業務主任者となる場合で小型船舶操縦免許証に住民票に記載された住所が記載してある場合不要 ※法人の場合、役員全員分必要 ※未成年者の場合は法定代理人分必要
業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面	△	△	－	※小型船舶操縦免許証に住民票に記載された住所が記載してある場合不要 ※事業者と業務主任者が同一の場合不要
業務規程	○	○	－	
登録手数料（¥28,370）	○		－	
登録手数料（¥17,370）		○	－	

※住民票の抄本に代わる書面：運転免許証・健康保険証・小型船舶操縦免許証・マイナンバーカード（表面）等の写し

※添付書類の中で有効期間が定められている者に関しては、有効期間内のものに限る

※申請内容によっては、記載した書類に追加して書類の提出を求めることがあります(損害賠償保険の契約約款、船舶貸借承諾書等)

登録事項・業務規程の変更

(○：必要となる書類、△：場合によって必要となる書類)

変更事項 添付書類	事業者情報 (住所等)	損害賠償措置 (契約更新、内 容変更等)	使用船舶 (定員、航行区 域等の変更)	業務主任者 (追加)	業務形態 (瀬渡し の追加等)	業務規程 記載事項	様式	備考
登録事項変更届出書	○	○	○	○	○		5	
海技免状（小型船舶操縦免許証）の写し				○			—	
実務経験（研修）証明書				○			3	
業務主任者講習の修了証明書の写し				○			—	
省令第14条に係る誓約書				○			3の2	
損害賠償保険証券の写し		○	△		○		—	
船舶検査証の写し		○	○		○		—	
登記事項証明書	△						—	※法人登録の場合のみ
登録事業者の住民票の抄本又はこれ に代わる書面	△						—	
業務主任者の住民票の抄本又はこれ に代わる書面				△			—	
業務規程変更届出書		△	○	○	○	○	6	
業務規程		△	○	○	○	○	—	※変更するページのみで可

※住民票の抄本に代わる書面：運転免許証・健康保険証・小型船舶操縦免許証・マイナンバーカード（表面）等の写し

※添付書類の中で有効期間が定められている者に関しては、有効期間内のものに限る

※申請内容によっては、記載した書類に追加して書類の提出を求めることがあります（損害賠償保険の契約約款、船舶貸借承諾書等）

※上記の表に記載のない変更をする際の提出書類については、管轄する農林水産事務所または水産振興課までお問い合わせください

廃業等

廃業等届出書（様式7）に加えて以下の書類を提出

事業者が死亡した場合	戸籍又は除籍の全部事項証明書、死亡診断書等
事業者(法人)が消滅・解散した場合	解散登記後の登記事項証明書
遊漁船業を廃止した場合	運転免許証・健康保険証・船舶免許・マイナンバーカード（表面）等の写し、印鑑証明書

※添付書類の中で有効期間が定められている者に関しては、有効期間内のものに限る